

○ 山形市工事請負業者指名停止要綱

山形市工事請負業者指名停止要綱(昭和62年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市契約規則(昭和39年市規則第18号)第25条第2項に定める競争参加資格者名簿に登載されている者(建設工事に関する登載者に限る。以下「有資格業者」という。)が指名停止の事由に該当する場合において、当該有資格業者を一定の期間指名選定から除外すること(以下「指名停止」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の事由及びその期間)

第2条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか山形市物品及び業務委託等競争入札参加者指名停止要綱(平成26年12月1日施行)に規定する指名停止を受けた者が、この要綱に規定する有資格業者であった場合は、当該有資格業者について山形市物品及び業務委託等競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止と同様の指名停止を行うものとする。

(指名通知の取消し)

第3条 有資格業者に対して、指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。この場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人の指名停止)

第4条 第2条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(事業協同組合及び共同企業体に対する措置)

第5条 第2条の規定により有資格業者である事業協同組合及び共同企業体(以下「事業協同組合等」という。)について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格業者ある構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止をあわせ行うものとする。

2 第2条、第4条又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む事業協同組合等について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止事由の競合)

第6条有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(指名停止事由の異時競合等)

第7条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍とする。）の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第8条 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 2 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第6条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の変更)

第9条 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前3条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第10条 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第11条 第2条の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の行為により、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別表各号に定める指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 入札又は契約の執行に際して、当該入札において談合を行っていない旨の誓約書を提出していたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当することとな

ったとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による調査の結果、同法に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった事案において、当該関与行為に関して別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。

(3) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された事案において、当該職員の容疑に関して別表第2第5号又は第6号の措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。

（事故等の報告）

第12条 各課等の長は、有資格業者について指名停止の事由があると認めるときは、直ちに所管部長を経由して副市長に報告しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し、指名停止期間を短縮し、又は延長し、若しくは指名停止の解除をすることが相当と認められるときも同様とする。

（審査）

第13条 副市長は、前条による報告を受けたときは、指名停止の可否及び指名停止期間等について審査するため、直ちに山形市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和43年市訓令第7号）に定める工事指名競争入札参加者審査委員会（以下「指名審査会」という。）に諮るものとする。この場合において、指名審査会の委員長及び委員の構成は、規定に定める第1号審査会の例によるものとする。

（指名停止等の通知）

第14条 第2条、第4条又は第5条の規定により指名停止を行い、第9条の規定により指名停止の期間を変更し、又は第10条の規定により指名停止を解除したときは、各課等の長に通知するとともに、当該有資格業者に対しそれぞれ別記様式第1号、別記様式第2号又は別記様式第3号により遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（工事完成保証及び下請負の禁止）

第15条 指名停止の期間中の有資格業者は、本市の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることができない。

（災害時等の特例）

第16条 災害等により応急仮工事など緊急に施工を要する工事又は特殊な技術を要する工事等やむを得ない事由があると認めるときは、指名停止期間中の有資格業者であっても、指名審査会に諮って指名又は随意契約の相手方とすることができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第17条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(随意契約等に関する指名停止の取扱い)

第18条 随意契約の方法による建設工事の請負契約並びに競争入札又は随意契約の方法による工事及び営繕に係る調査、測量、設計及び監理等並びにこれに準ずるものの委託契約に参加する者の指名停止については、この要綱に規定する指名停止の取扱いの例により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平9年4月改正)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平16年4月改正)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平17年4月改正)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平18年4月改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平19年4月改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平26年4月改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平27年7月改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に指名停止事由の原因となる行為が行われたものについて適用し、施行日前に指名停止事由の原因となる行為が行われたものについては、なお従前の例による。

附 則(平31年4月改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令6年3月改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令7年3月改正)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) (1) 本市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格審査申請書、競争参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事) (2) 本市と締結した請負契約に係る工事（以下この表及び別表第 2 において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。 (3) 山形県内における他の公共機関と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。 (契約違反) (4) 第 2 号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) (5) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (6) 山形県内における工事で本市と締結した請負契約に係るもの以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) (7) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (県外における工事に係る公衆損害事故及び工事関係者事故) (9) 山形県外における工事で本市と締結した請負契約に係るもの以外の工事の施工に当たり、安全管理の措置が著しく不適切であったため、公衆又は工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は公衆に損害を与えた場合において、当該事故が特に重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 8 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内

別表第 2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) (1) 次に掲げるいずれかの者が、本市の職員又は山形県内の他の公共機関の職員（国、地方公共団体及び公社・公団等の職員をいう。以下同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） (2) 次に掲げるいずれかの者が、山形県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上24か月以内
(独占禁止法違反行為) (3) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 (4) 市発注工事又は山形県内における他の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上24か月以内 当該認定をした日から 12か月以上24か月以内
(競売入札妨害又は談合) (5) 次に掲げるいずれかの者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (6) 次に掲げるいずれかの者が、市発注工事又は山形県内における他の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上24か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内

(建設業法違反) (7) 山形県内における工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第9号に掲げる場合を除く。）。 (8) 東北地区において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号及び次号に掲げる場合を除く。）。 (9) 建設業法の規定に違反し、次に掲げるいずれかの者が建設業法の規定に違反したことによる容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内 逮捕又は公訴を知った 日から 3か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為) (10) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (11) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

建 契 第 号
年 月 日

様

山形市長

指名停止について(通知)

このことについて、山形市工事請負業者指名停止要綱に基づき、下記のとおり決定したので通知する。

なお、今後再びこのような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、必要な改善措置をとられたい。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止期間

年 月 日から 年 月 日まで ヲ月

別記様式第2号

建 契 第 号
年 月 日

様

山形市長

指名停止期間の変更について(通知)

さきに 年 月 日付け 第 号で指名停止の通知をしたところであるが、このた
び、下記のとおり当該指名停止期間を変更したので通知する。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止期間

年 月 日から 年 月 日まで カ月

別記様式第3号

建 契 第 号
年 月 日

様

山形市長

指名停止期間の解除について(通知)

さきに 年 月 日付け 第 号で指名停止の通知をしたところであるが、このた
び、下記の理由により、当該指名停止を解除することとしたので通知する。

記

指名停止解除の理由

様式外 1

○工事請負業者の指名停止状況

会社等の名称及び代表者名	指名停止期間	指名停止理由	備 考

様式外 2

注 意 書

業者名

あなたは、下記のことについて、建設業者として不適切な行為があったと認められる。よって、今後再びこのようなことのないよう厳重に注意する。

年 月 日

山形市長

記

不適当な行為があったと認められる事項